

## ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要な方が受けられるサービス

利用の前に地域包括支援センターによる訪問調査が必要なサービスもあります。利用条件など詳しいことは、お問合せください。

## ①生活援助員派遣サービス

自宅で自立した生活を送るために、草とりや高所の窓ふきなどの一時的で軽易な生活援助を行います。

## ②食の自立支援（配食）サービス

調理や食事の確保が困難な方を対象に、食事（昼食・夕食）の定期的な提供と安否確認を行います。（要介護認定の申請、訪問介護等の利用検討・調整も併せて行います）

## ③東部地区外出支援サービス

車いすの利用などで、公共交通機関の利用が困難な東部地区に居住する方を対象に、リフト付車両により、医療機関等への移送を行います。（福祉タクシー等の利用が優先されます）

## ④除雪サービス

自力で除雪ができない世帯を対象に、玄関先から道路に面した出入り口までの敷地内の通路部分を除雪します。

## ⑤寝具乾燥サービス（10月31日まで）

寝具の衛生管理が困難な方を対象に、布団の乾燥等を行います。

## ⑥緊急通報システム設置サービス

身体虚弱の方、突発的に生命に危険な症状が発生する持病がある方などを対象に、火災・急病・事故等の緊急時に、消防本部へ通報できる装置を設置します。（電話回線の種類により設置できない場合があります）

## ⑦いきいき住まいリフォーム助成

身体機能の低下した高齢者または重度の身体障がい者のいる所得税非課税世帯を対象に、安全に生活できるよう自宅を改修（バリアフリー化）する費用の一部を助成します。

## ⑧安心ボトル配布サービス

自宅で急に具合が悪くなったときなどに、かけた救急隊員が活用するための情報を事前に準備し保管するためのボトルを、ひとり暮らし世帯（これに準じる世帯含む）の高齢者に配布します。

## ⑨ショートステイサービス

介護している方の病気等のため介護保険の利用限度を超える短期入所が必要な市民税非課税世帯の方を対象に、短期入所生活介護施設等への入所により、介護サービスを提供します。

## 介護保険制度で認定された方が受けられるサービス

## ⑩家族介護用品給付事業

「要介護3～5」と認定された方を在宅（介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設以外でおむつの持ち込み可能な施設・病院を含む）で介護する方を対象に、紙おむつ等を購入できる利用券を給付します。

## ⑪家族介護慰労事業

「要介護2以上（※）」と認定され、過去1年間介護保険サービス（福祉用具貸与、特定福祉用具販売および住宅改修を除く）の利用日数の合計が10日以内であり、かつ通算91日以上入院していない方を在宅で介護する方を対象に慰労金（10万円）を支給します。

※ 要介護2の場合は、認定調査時の主治医意見書において「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方に限ります。

※②④⑤⑥⑦は、身体障がい者の方も対象。 ※⑩⑪は、介護する方・される方ともに市民税非課税世帯の方が対象。

## 市民後見人養成研修の事前説明会を開催します

25歳以上75歳以下の市民を対象に、認知症や知的障がいなどで判断能力が十分ではない方の後見活動を行う方を養成する「市民後見人養成研修」を開催します。

受講にあたっては、事前説明会への参加が必須となります。

## ■事前説明会

日時・会場 5月21日(金) 午後1時半～2時半（受付は午後1時～） あいよる21

申込方法 5月18日(火)までに電話またはFAXで、住所・氏名・生年月日・電話番号を明記し、函館市成年後見センター（☎23-2600 ☎23-2611）へ。

## ■市民後見人養成研修

講義 6月～7月の平日（全8回）午後1時半～5時